

外部評価対象事業の選定方法

1. 外部評価対象事業

「第2次十和田市総合計画後期基本計画 第2期実施計画事業」(全 154 事業)のうち、重点プロジェクトに関連する 70 事業を対象とします。(資料2-1参照)

なお、次の事業は対象外としています。(資料2-1で灰色としている事業)

①重点プロジェクトに関連していない事業(31 事業)

②過年度(平成 30 年度～令和4年度)に選定された事業(23 事業)

【理由】第2次十和田市総合計画に基づき実施している事業のうち、これまでに評価対象とされていない事業について評価していただくため。

③教育委員会が実施する事業(27 事業)

【理由】教育委員会の事務事業は、教育委員会において地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づく点検及び評価を行い、報告書を議会に提出するとともに、公表しているため。

④完了・休止等により、令和4年度で終了した事業(3事業)

2. 評価対象事業の選定方法

各委員から重点プロジェクトごとに2事業ずつ選定いただき、重点プロジェクトごとに選定数が最も多い各1事業、計5事業を評価対象事業とします。

※選定数が同率となった場合は、委員長と相談の上、選定いたします。

3. 評価対象事業の選定作業

資料2-1、資料2-2及び資料2-3をご参照の上、重点プロジェクトごとに評価対象としたい事業の計画番号を「回答様式1」にご記入ください。